

居宅介護支援重要事項説明書

1：事業者の概要

- (1) 法人種別・名称：社会福祉法人 愛光会
- (2) 代表者氏名：高月 恵美
- (3) 所在地・連絡先：熊本市北区清水新地3丁目5番33号
電話：(096) 348-0660
FAX：(096) 348-0667

2：事業所の概要

- (1) 事業所名：指定居宅介護支援事業所 あいこう
- (2) 所在地・連絡先：熊本市北区清水新地3丁目5番33号
電話：(096) 348-0665
FAX：(096) 348-0667
- (3) 事業所番号：4370102404
- (4) 管理者の氏名：星原 裕輝
- (5) 事業所の職員体制：①管理者：常勤・兼務1名
職務：職員の管理及び指導監督
業務実施状況の把握
②介護支援専門員：5名（常勤・専任4名 常勤・兼務1名）
職務：相談・助言
居宅サービス計画の作成
居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等
担当数：介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は上限35名
- (6) 事業の実施地域：熊本市、合志市、菊陽町、大津町
- (7) 営業日及び営業時間：月曜日から金曜日（祝日含）
午前8時30分から午後5時30分
（但し、原則として12月29日から1月3日まで休み）

3：提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要介護（要支援）認定の申請代行
- (3) 給付管理
- (4) 介護保険施設入所に関する紹介その他の便宜の提供

4：費用

- (1) 利用料：要介護認定を受けられ、居宅サービス計画（ケアプラン）を依頼される場合は全額介護保険より給付されるので自己負担はありません。但し、介護保険適用でも、保険料の滞納等により支援事業所に直接介護保険給付が行われないことがあります。この場合、ご利用者は1ヶ月につき介護度に応じて下記の料金をお支払ください。

※ 居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護1・2 → 軽度利用者：10,860円

※ 要介護3・4・5 → 中重度利用者：14,110円

※ 特定事業所加算（Ⅱ）：4,210円

※ 特定事業所医療介護連携加算：1,250円

※ 通院時情報連携加算：500円

※ 初回加算：3,000円

※ 入院時医療連携加算Ⅰ：2,500円 Ⅱ：2,000円

※ 退院・退所加算：1回4,500円/6,000円 2回6,000円/7,500円
3回9,000円

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算：1回2,000円

※ ターミナルケアマネジメント加算：4,000円

※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合（新）×95/100

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

- (2) 交通費：熊本市、合志市、菊陽町、大津町以外の地域については、交通費として公共機関を利用した場合はその実費を、自動車を使用した場合には1キロあたり20円（往復分）の支払いを受けます。

5：事業所の目的等

事業の目的：(社会福祉法人愛光会) が開設する指定居宅介護支援事業所あいこう（以下「本事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保健施設への紹介及びその他の便宜の提供を行ない、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とします。

運営の方針：本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営いたします。

- 1 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行ないます。
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を受けた上で、複数の事業者の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置づけられた理由を求めることができます。
※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりである。
- 4 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に務めます。
- 5 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒みません。

その他：アセスメント（評価）の方法及び事後評価

ガイドライン方式によりご利用の方の直面している課題等を生活全般にわたって十分に把握し、特に個々の方特有のニーズを明らかにし、個別性ある介護支援サービスを実践するための課題等を整理・評価し、ご説明のうえプランの作成を致します。ご利用の方の居宅を訪問する頻度は原則として月に1回以上、また、状態の変化に応じて適宜訪問を行い居宅サービス計画の実施状況の把握に努めます。

6：業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

7：虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために必要な措置を講じる。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果についても介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行う。
- 5 措置を適切に行うための担当者を置く。
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8：サービス内容に関する苦情等相談窓口

責 任 者：星原 裕輝（主任介護支援専門員）

ご 利 用 日：月曜日から土曜まで（原則として12/29～1/3を除く）

ご 利 用 時 間：午前8時30分～午後5時30分

面 談 場 所：原則として当事業所相談室

連 絡 先：指定居宅介護支援事業所あいこう 096—348—0665

その他：熊本市介護保険課介護事業指導室 096—328—2793

熊本県国民健康保険団体連合会相談窓口 096—214—1101